（例）ＥＤＲ電子化辞書研究利用許諾契約書

平成　　年　　月　　日

（甲）
東京都小金井市貫井北町４－２－１
独立行政法人　情報通信研究機構
契約担当理事　＊＊　＊＊

（乙）
住所
学校等名称
所属
役職　氏名

甲と乙とは、次の契約の要綱（以下「要綱」という。）１記載のＥＤＲ電子化辞書（以下「ＥＤＲ辞書」 という。）の研究利用に関し、要綱及び契約の条項（以下要綱とあわせて「本契約」という。）のとおり契約を締結し、その証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとします。

【　契　約　の　要　綱　】

<table>
<tr><td>1</td><td>ＥＤＲ辞書名</td><td colspan="2">末尾明細表記載のとおりとします。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>納 入 期 日</td><td colspan="2">平成２４年　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="2">取 引 金 額</td><td>研究利用許諾料
（一括払）</td><td>金　　円
（内訳明細は末尾明細表の通りとします。）</td></tr>
<tr><td>消費税額</td><td>金　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>金　　円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>契 約 期 間</td><td colspan="2">本契約の有効期間は、契約締結日から２年間とし、乙が契約を終了させようとする場合、期間満了の１ヵ月前までに甲所定の解約通知書により解約日を甲に通知するものとし、解約通知がない場合には、同一条件をもって更に１年間有効に存続するものとし、その後も同様とします。なお、１年毎の延長に際して、研究利用許諾料をその都度追加して支払う必要はないものとします。</td></tr>
</table>

【 契 約 の 条 項 】

第１条（契約の主旨）
　甲は乙に対して、ＥＤＲ辞書について第３条に定める内容の利用権（以下「研究利用権」という。）を許諾するものとし、乙は当該研究利用権許諾の対価として要綱３記載の取引金額を甲に対し支払うものとします。

第２条（ＥＤＲ辞書の納入）
　甲は、本契約に基づきＥＤＲ辞書を要綱２記載の納入期日までに甲所定の提供形態で乙に納入します。乙は、甲から提供された各ＥＤＲ辞書の内容を確認のうえ、甲所定の物品受領書に記名押印し甲に提供するものとし、当該押印日をもって当該各ＥＤＲ辞書に関する乙の甲に対する検収が完了するものとします。

第３条（ＥＤＲ辞書の研究利用権）
１．本契約に基づき乙に許諾されたＥＤＲ辞書の研究利用権は非独占の権利であり、乙はこの研究利用権に基づき、利用期間中次のことを行うことができるものとします。
⑴ 自らの言語処理研究などの学術研究の目的に限り、ＥＤＲ辞書を自ら使用すること
⑵ 前第⑴号に基づく使用並びに保管のために必要な部数までＥＤＲ辞書の全部又は一部を複製すること（自らが既に保有する電子化辞書にＥＤＲ辞書のデータを一部追加することを含む。）
⑶ 前第⑴号に定める目的のためにＥＤＲ辞書の全部又は一部を改変、編集、語彙追加等（以下「改変等」という。）をなすこと
２．前項に基づき複製又は改変等がなされたＥＤＲ辞書（但し、自らが既に保有する電子化辞書にＥＤＲ辞書のデータを一部追加した場合は、その追加部分に限る。）も本契約に基づくＥＤＲ辞書とし、特に定めのない限り本契約の各条項が共通に適用されるものとします。
３．乙は、ＥＤＲ辞書及びその研究利用権について、第三者に対しこれを譲渡、貸与し又は再研究利用権その他の使用権の許諾又は担保の目的に供することはできないものとします。
４．乙は、前第１項に基づきＥＤＲ辞書を使用して学術研究を行った成果を論文等において公表する場合には、当該学術研究において『ＥＤＲ電子化辞書を使用した』旨言及するものとします。
５．日本語コーパス又は英語コーパスのうち、新聞を出典とするものについて学会等において研究発表を行う場合には、原著作権者より直接許可を得ることなしに出典情報を明記することはできないものとします。

第４条（瑕疵責任）
　甲は、ＥＤＲ辞書の瑕疵に関し、法律上の理由を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第５条（評価データの報告）
　１．乙は、学術研究の過程でＥＤＲ辞書の改良に役立つ情報（以下「評価データ」という。）が得られた場合には、積極的に甲所定の形式により甲に当該評価データを提供するものとします。
　２．甲は、当該評価データが提供された場合、自由に当該評価データをＥＤＲ辞書の改良のために使用したり、又はＥＤＲ辞書の他のユーザに公開することができるものとします。

第６条（研究利用許諾料および支払方法）
　乙は、ＥＤＲ辞書の研究利用権の対価として、要綱３記載のＥＤＲ辞書の取引金額を第２条第１項に基づく検収完了日から１ヵ月以内に甲の指定する銀行口座に振り込む方法により一括して甲に支払うものとします。なお、振り込みに要する手数料は乙が負担するものとします。

第７条（遅延金）
　前条の期日までに乙より、基本利用許諾料等の代金の納付が無い場合、前条の支払期日から支払までの日数に応じて、当該取引金額に年 5 パーセントの率を乗じて得た遅延金を取得するものとする。ただし、その額が 500 円未満であるとき、又は天災地変等やむを得ない理由に起因するものであるときは、これを付さないものとする。

第８条（第三者との紛争解決）
１．甲は、ＥＤＲ辞書が第三者の権利を侵害していないことを保証します。
２．前項の定めにかかわらず、ＥＤＲ辞書について第三者の権利を侵害するとして乙に対して何らかの請求がなされ若しくは訴えが提起される等の紛争が生じた場合、乙はすみやかにその旨を甲に通知するものとし、甲は、乙が当該紛争の解決に必要な権限を甲に授与することを条件として、甲自らの負担と責任において当該紛争を処理解決するものとします。ただし、乙が改変等を行った部分について当該紛争が生じた場合は、甲はいかなる責任も負わないものとします。

第９条（秘密保持）
甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。なお、甲及び乙は、秘密情報を開示する場合には、その旨明示するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。
⑴開示の時点で既に公知の情報又は開示後受領当事者の責によらずして公知となった情報
⑵受領当事者が開示の時点で既に保有していた情報
⑶権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
⑷受領当事者が相手方から開示された秘密情報によらずして独自に開発習得した情報

第１０条（契約期間）
本契約の有効期間は要綱４記載のとおりとします。

第１１条（即時解約）
１．甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方はなんらの通知催告を要せず即時に本契約を将来に向かって解約できるものとします。
⑴差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は公租公課の滞納による差押えがあったとき
⑵手形・小切手の不渡りがあったとき又は破産、和議開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき
⑶本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めた催告があったにもかかわらずなおその期間内に履行がないとき
２．乙は、前項各号のいずれかに該当し、本契約が解約されたときは、本契約に係る研究利用許諾料その他 一切の債務をただちに甲に支払うものとします。
３．甲又は乙は、前第１項各号のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、前第１項による解約の有無にかかわらず当該債務不履行から生じる通常の直接損害を賠償するものとします。但し、本契約で特に定める場合を除くものとします。

第１２条（契約終了後の措置）
１．前２条により本契約が終了した場合、本契約に基づき許諾された研究利用権は消滅するものとします。
２．前項により研究利用権が消滅した場合、乙は、甲から提供されたＥＤＲ辞書を甲に返却し、またＥＤＲ辞書の複製、改変等を行ったものを消去するものとします。
３．本契約終了後も、第９条は有効に存続するものとします。

第１３条（反社会的勢力の排除）
１．甲及び乙（いずれも役員及び使用人を含む。）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来に亘っても該当しないことを確約する。
１　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
２　総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
３　その他前各号に準ずる者
２．甲及び乙（いずれも役員及び使用人を含む。）は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
１　暴力的な要求行為

２　法的な責任を超えた不当な要求行為
３　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
４　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
５　その他前各号に準ずる行為

第１４条（協議）
本契約に定めのない事項または本契約の各条項に関する解釈上の疑義に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以　上